

## 議案第43号 交野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整理を行うとともに、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、交野市子ども・子育て会議において、交野市こども計画に関する事項及びこども施策の推進に関し必要な事項を調査・審議するため、当該会議の所掌事務等に関して所要の改正を行うもの。

### 2. 条例改正の内容

- (1) 子ども・子育て支援法の条ずれに伴う条文整理（第1条関係）  
子ども・子育て支援法「第77条」を「第72条第1項」に改める。
- (2) こども基本法の施行に伴う改正（第1条～第3条）
  - ①第1条に「こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。
  - ②所掌事務として第2条に「交野市こども計画の策定及び変更並びにこども施策の推進に関する事項」を加える等の改正を行う。
  - ③第3条第2項に規定する組織について、現行の委員構成を維持しつつ条文整理を行う。

### 3. 施行日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年6月定例会

	議案第43号 交野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
子ども・子育て支援法等の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議を置くもの。	他自治体においても、法改正に伴い同様の改正が実施されている。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整理を行うとともに、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、交野市子ども・子育て会議において、交野市こども計画に関する事項及びこども施策の推進に関し必要な事項を調査・審議するため、当該会議の所掌事務等に関して所要の改正を行うもの。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第33条の規定により、子ども・子育て支援法の一部改正が施行される。</li> <li>こども基本法（令和4年法律第77号）が制定される。</li> </ul>	まちづくりの目標	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶ		
	政策分野または経営方針	分野・方針	1 子育て		
	施策	施 策	安心・安全の子育て環境づくり		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称	第2期交野市子ども・子育て支援事業計画			
	策定年度	令和2年3月			
	計画期間	令和2年度～令和6年度			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉	公布の日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	健やか部	子育て支援課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）		

交野市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項、<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 交野市こども計画の策定及び変更並びにこども施策の推進に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他こども施策</u> に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) <u>交野市内のこども施策に関する事業に従事する者</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その他子ども・子育て支援に関する事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) <u>交野市内の公立及び私立の幼稚園又は認定こども園関係者</u></p> <p><u>(2) 交野市内の公立及び私立の保育所又は認定こども園関係者</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

新	旧
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)